

## （一社）文化芸能国際交流機構に対する共通義務確認訴訟の一審判決について

この裁判は、米国ニューヨーク市において開催予定であった合唱フェスティバル（以下「本件フェスティバル」といいます。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により延期され履行不能となったため、民法の規定に従い、本件フェスティバルに日本から参加する予定であった消費者（以下「対象消費者」といいます。）が支払い済みの演奏参加費相当額を返還する義務の確認を求めたものです。このたび、東京地方裁判所において、当機構の主張を全面的に認める判断が示されました。

本件フェスティバルの開催にあたり、被告は本件フェスティバルの主催者として参加する演奏参加者から演奏参加費を徴収していました。しかし、被告は本件フェスティバルについては、被告が演奏参加者の所属する各合唱団の指揮者との間で各合唱団が合唱参加できるような催事を構築することなどを内容とする業務委託契約を締結しているのであって、被告と演奏参加者との間には契約関係はないと主張しました（争点①）。

また、本件フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の影響により本件フェスティバルの開催を予定していたホールに日本からの入国者が立ち入ることができなくなったため、当初開催が予定されていた令和2年3月11日の開催が履行不能となり、延期の末、令和5年3月29日、同月30日に開催されました。本件フェスティバルがいつ開催されるのか、演奏参加者にとっては開催期日が重要であることは明らかであり、令和2年3月11日の開催が不可能となったことをもって当事者双方の責めに帰することのできない事由（新型コロナウイルス感染症）によって履行不能になりました。しかし、被告は、本件フェスティバルは多数の合唱団及び合唱団員が参加して合唱を行うことが核心部分であり、開催期日は重要ではないうえ、本件フェスティバルは延期後の令和5年3月29日及び同月30日に開催されていることから履行不能ではないと主張しました（争点②）。

さらに、被告は、演奏参加者から受領した演奏参加費については、被告が債務超過の状態にあることから現存利益が存在しないと主張しました（争点③）。

本判決は、上記争点①～③について以下の判断を行い、当機構の請求を認容しました。

前提として、裁判所は、本件フェスティバルの演奏参加者用の申込書が被告名義で作成されており、同申込書を被告に対してファックス又は郵送し、演奏参加費を被告名義の銀行口座に振り込むことで参加申込みの受付とする旨の記載があること、支払われた演奏参加費の領収書が被告名義で演奏参加者宛に作成及び送付されていること、本件フェスティバルのパンフレット等の書面に上記とほぼ同旨の記載があることに加え、被告への手続を終えると被告から合唱団に手続完了の連絡がされると記載があるほか、問い合わせ先として被告が記載されていること、被告が本件フェスティバルへの内閣府の後援名義使用の承認を求めるために内閣総理大臣に提出した収支予算書に申請団体名として被告が記載され、収入の部に演奏参加費が計上されている一方、支出の部には参加する合唱団ないし指導指揮者への支出の記載がないこと等を認定しました。

その上で、争点①に関して、裁判所は、上記の事情に照らすと、被告としては自らが契約の主体として演奏参加者から演奏参加費の支払いを受け、その対価として対象消費者のために本件フェスティバルを開催する債務を負う旨の意思表示をしていたものというべきであって、被告が対象消費者から申込書の送付を受け、演奏参加費の送金を受けた時点で、対象消費者と被告との間に被告が本件フェスティバルを開催する債務を負うことを内容とする契約が締結されたとしました。

争点②に関して、裁判所は、本件フェスティバルが日米親善や東日本復興支援を謳っており、こうした本件フェスティバルの目的、趣旨からすると、日本の合唱団員が参加する

ことはその開催に当たって不可欠な要素であるとし、演奏参加者が高額な費用や長時間をかけて渡米する必要があることに加え、大人数で歌声を調和させるという合唱の性質上、本件フェスティバルの本番に向けて、複数回にわたり計画的に練習を実施する必要があることは当然であり、このような点に照らし、本件フェスティバルの開催期日は契約上極めて重要な要素というべきであるとししました。そして、ホールが日本からの入国者の立ち入りを制限したことにより、演奏参加者が本件フェスティバルに参加することは不可能になったといわざるを得ず、この時点で、被告において、日本の演奏参加者が参加できる状態で本件フェスティバルを開催する債務が履行不能になったと認めるのが相当であるとししました。なお、被告の、本件フェスティバルの開催期日が重要ではなく、約3年後の令和5年3月に開催されているから履行不能とはいえないとの主張に関しては、開催日は極めて重要な要素というべきであり、少なくとも、相手方の同意なく開催日を1年以上先に延期することが契約上許容されていたといえないことは明らかであるとししました。

争点③に関して、裁判所は、被告の、延期前の本件フェスティバルの開催が予定されていた日の時点で被告が債務超過の状態にあり、受領した演奏参加費については現存利益がなく、不当利得返還義務を負わないとの主張について、金銭の受領による利得については、これを債務の弁済や必要な経費等の支払いに充てたときなどは、債務額の減少や経費の支払いによる便益の享受といった形で利益が現存しているというべきであって、金銭の利得について、実際に現存利益の消滅を認め得る場合は稀であるということができるところ、かかる金銭の受領による利得について現存利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張立証すべきであると解され、本件においては、決算報告書に当期純損失が計上されているものの、そのことのみで被告の演奏参加費に係る利得が消滅したということはできず、本件全証拠によっても、他に同利得が消滅したことをうかがわせる事情を認めるには足りないとし被告の主張を採用しませんでした。

上記裁判所の認定は、いずれも証拠に基づき丁寧な認定がなされており、その内容も堅実であるものと評価しています。本判決は、新型コロナウイルス感染症という契約当事者双方に帰責性のない事由におけるイベントの中止の際の参加予定者への返金義務について判示したものであり、同種事案において参考となる判決です。

被告により控訴されたため、残念ながら本判決は確定しませんが、控訴審においても正当な判断がなされるよう、当機構としては引き続き訴訟追行をしていく所存です。

2024（令和6年）10月8日

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人

代表理事

消費者機構日本

副理事長 佐々木幸孝